

## 住民主体訪問サービス

事業主体	NPO法人もしくは任意団体												
対象者	要支援者、事業対象者												
サービス内容	生活支援サービス(注1)												
提供頻度	利用者との相談により設定												
実施方法	補助により実施 事業者に直接支払												
主な基準	<p>一 神戸市内の NPO 法人もしくは任意団体であること。</p> <p>二 実施団体において、ボランティアによる生活援助を提供した実績が 1 年以上あること。又は、本項第五号の責任者に、ホームヘルプサービスやボランティアによる生活援助を提供した実績が 1 年以上あること。</p> <p>三 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p> <p>四 以下の内容を含む団体の会則又は活動規約等を定めていること。</p> <p>(1)団体の活動目的と事業内容、(2)衛生管理対策、(3)個人情報保護対策、(4)事故発生時の対応</p> <p>五 以下の条件を満たす責任者を置くこと。</p> <p>(1) 有資格者（介護福祉士、初任者研修等修了者）又は、別途神戸市が実施する生活支援訪問サービス従事者養成研修修了者、旧訪問介護員 3 級課程修了者、家政士資格保持者であること。</p> <p>(2) 同一団体の他の事業と兼務可。また、次号のコーディネーターと兼務可。</p> <p>六 コーディネーターを必要数（1 名以上）配置し、週 5 日以上、10 時から 16 時の間は、あんしんすこやかセンター等及び利用者からの連絡に対応すること。同一団体の他の事業と兼務可。市内に活動拠点（事務所等）を複数有する場合は、拠点ごとに 1 名以上配置すること。</p> <p>七 実施団体に登録された従事者(生活支援サービスを提供する者)が、以下の基準を満たすこと。従事者が 80 名以上いる場合は 4 区以上で提供可能とする。従事者は、有償ボランティアであること。ただし、本人の希望に応じて無償ボランティアでも可とする。他の事業と兼務可。</p> <p>イ サービス提供地域が 1 区内である場合は 20 名以上であること。</p> <p>ロ サービス提供地域が 2 区以上にまたがる場合は、以下のいずれか小さい数以上であること。</p> <p>(1) サービスを提供する区の数×20 名</p> <p>(2) 20 名以上かつサービスを提供する日常生活圏域の数×3 名以上(ただし 1 区あたり最大 20 名)</p> <p>八 概ね、あんしんすこやかセンターの日常生活圏域（中学校区程度）以上の区域を活動範囲とすること。</p>												
補助対象経費 及び補助額	<p>サービスの利用調整を行うコーディネート経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年間利用件数（延べ）</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 件～49 件</td> <td>1 件につき 500 円</td> </tr> <tr> <td>50 件～99 件</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 件～149 件</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">以降、同様に 50 件ごとに 25,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 件以上</td> <td>2,500,000 円（上限）</td> </tr> </tbody> </table> <p>初年度加算 事業実施初年度で、利用件数が 50 件以上の団体に対して、10 万円。 ※ただし、実支出額の範囲内</p>	年間利用件数（延べ）	補助額	1 件～49 件	1 件につき 500 円	50 件～99 件	25,000 円	100 件～149 件	50,000 円	以降、同様に 50 件ごとに 25,000 円		5,000 件以上	2,500,000 円（上限）
年間利用件数（延べ）	補助額												
1 件～49 件	1 件につき 500 円												
50 件～99 件	25,000 円												
100 件～149 件	50,000 円												
以降、同様に 50 件ごとに 25,000 円													
5,000 件以上	2,500,000 円（上限）												
利用者負担	実施主体により設定												

(注1) 【生活支援サービスの内容】

要支援者又は事業対象者に対し、原則1号サービスを提供するものとする。また、1号サービスの提供に合わせて2号サービスの提供も可能とする。ただし、補助金の対象となる利用件数に算定できるのは、1号サービスを提供した場合とする。

(1) 1号サービス

介護保険制度の「訪問介護」で提供する「生活援助」に相当するサービス

〈サービスの種類〉

- ア 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- イ 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- ウ ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- エ 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- オ 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- カ 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

(2) 2号サービス

介護保険制度の「訪問介護」では提供しないが、高齢者の生活支援のために提供することが適当なサービス

〈サービスの種類〉

- ア 草むしり
  - イ 花木の水やり
  - ウ 犬の散歩等ペットの世話
  - エ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
  - オ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
  - カ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
  - キ 植木の剪定等の園芸
  - ク 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
  - ケ 話し相手
  - コ 外出付添
  - サ その他
- ※ 通院等乗降介助は対象外
- ※ サービスの提供に当たって危険を伴わないものに限る

・住民主体訪問サービス事業を提供している団体、提供地域（H29年9月20日現在）

サービス提供団体	提供地域 (あんしんすこやかセンター圏域)	サービス提供期間
特定非営利活動法人 リーフグリーン	長田区全域、 須磨区の一部(東須磨・たかとり・西須磨)	H29.5.8～
特定非営利活動法人 福祉ネットワーク西須磨だんらん	須磨区の一部 (西須磨・離宮(一部)・たかとり(一部))	H29.8.1～
コープくらしの助け合いの会	東灘区・灘区・北区・長田区の全域、 須磨区の一部(白川・名谷・妙法寺・名谷南)	H29.9.15～